

第2回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成20年7月8日（火）午後7時～午後9時頃 田原市役所302会議室

1. 会長あいさつ

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

2. 議 事

- (1) 議事要旨の確定について（承認）

〔資料1〕第1回市民協働まちづくり会議議事要旨

- (2) 委員連絡票による意見について（報告）

〔資料2〕提出された委員連絡票 ※当日配布

- (3) 条例個別説明における意見について（報告）

〔資料3〕条例個別説明における委員意見集

- (4) 協働促進方針の検討（事務局提案 ⇒ 意見交換） ※本日は意見交換のみで、内容の確定はしない。

〔資料4〕田原市市民協働促進方針の素案

- ① タイトル及び全体構成

- ② 第1章 取組の背景と現状

- ③ 第2章 基本理念

- ④ 第3章 市民協働の6つの指針の構成

- ⑤ 指針その1 市民等の役割実現

〔資料5〕市民活動団体・事業者の状況 ※当日配布

- ⑥ 指針その2 行政参加・協働の促進

〔資料6〕市の協働関連施策の実施状況 ※当日配布

- ⑦ 指針その3 市民間協働の促進

〔資料7〕市民公益活動における協働状況 ※当日配布

- ⑧ 指針その4 市民公益活動の支援

- (5) その他の協議事項 ※特に予定なし。

3. そ の 他

○第3回会議開催日時 平成20年8月 日（ ） 時～

条例個別説明における委員意見集

説明実施日

6月10日 川崎政夫委員
 6月11日 平野修一委員、鈴木千賀子委員、伊藤伸浩委員
 6月12日 福井哲己委員、渡会登汐委員
 6月13日 渡辺紀代美委員、本多智映子委員
 6月16日 岡本陸男副会長
 6月17日 森下静子委員、河合克之委員
 6月24日 小野和良委員
 6月25日 鈴木誠会長
 6月27日 河合 照人委員

1. 条例の各条項に対する質問・意見

【条例全体】

川崎委員 【質問】(仮称)まちづくり推進条例というのは、今回できた市民協働まちづくり条例と同じか。
 ≪回答≫同じもの。名前も検討会議で決めた。

渡辺委員 【質問】今まで明文化されていなかったのか。
 ≪回答≫条例にはしていなかった。

渡辺委員 【質問】合併でもないのに、なぜ今この条例を作ったのか。
 ≪回答≫自治会・校区・個別のヒアリングなどの調査意見を集約した結果、基本的ルールを定めておくべきであると判断された。

森下委員 ○全体的に条例の書きぶりが上からの目線に感じる。見たときの書きぶりというのは大事である。

森下委員 ○各団体はリアルタイムにその場にあった活動をしているので条例というものに縛られてしまう気がする。市民のための条例であるということが見えるようにしていくことが大事である。

【第1条 目的】

河合照委員 ○協働とは、つまり、市民として、行政と一緒にやるということである。

【第2条 定義】

小野委員 【質問】「地域コミュニティ団体」がわからない。「自治会」と「校区コミュニティ協議会」の構成がわからない。
 ≪回答≫校区、校区コミュニティ協議会、自治会の三形態に分けており、「自治会」は、地域コミュニティの最小単位で、「校区コミュニティ協議会」は、自治会に校区の各種団体等を加えた総合的な団体である。

渡会委員 ○市民公益活動をどこまでの範囲で捉えるのか。効果が見えにくいもの（文化等）も大切。

渡会委員 ○総合計画を実行していくに当たり、行政だけでなく、市民と一緒に協力してやっていくことが重要である。

渡会委員 ○まちづくりは市内の活動だけではない。市外での活動、海外での活動がいずれまちづくりにつながっていくので直接まちづくりに関わりのない活動でも大事である。

森下委員 ○官と官の協働はないのか。市役所内部での連携がとれていればすごくいいと思う。

森下委員 ○協働というのは行政だけではできないものを民間と一緒にやっていくものである。委託という形にすると縛りができて本当にやりたいことができない。本当に対等な関係にならないと協働は難しい。

【第3条 基本理念】

森下委員 ○この条例はやる気のある人たちのためにあって、そういう人たちを応援する条例であって欲しい。行政の方から言われてやるということではやる気が出てこない。

【第4条 市民の役割】

川崎委員 ○市民として、市民公益活動への参加に務めなければならないが、その際にNPOなどの団体が本当の意味で市民公益活動を行っているのかの判断が付かない。NPO法人は県が認証してチェックされているので大丈夫だと思うが、それ以外の団体の活動に市民が安心して参加できるように、チェックする体制が必要ではないか。

本多委員 ○市民として市民公益活動に参加に努めなければならないが、その活動に対して個人だけでは限界があります。現在なくなりつつある隣近所・地域とコミュニケーションを再度見直したら良いと思う。

小野委員 ○地域を変えていくという気持ちが一番重要である。その気持ちがないと地域は動かない。外の空気を吸った人じゃないと地域の課題は見えてこない。

【第5条 市民活動の役割】

本多委員 ○市内には多数の活動団体があります。その中で名前や活動内容を知っている市民は一部であると思われる。広く市民に理解されるようPR活動をしたら良いと思う。

森下委員 ○自分のできないことはできる人にやってもらって、自分の得意な分野で活動をしていけばいいのではないかな。そういった活動が市民に理解されるように協働をしてほしい。

【第6条 事業者の役割】

森下委員 ○事業者の役割は寄付だけではないが、自分たちの活動を知ってもらって協力をしてもらえるようにすることも大事である。

渡会委員 ○事業者も自分のできる範囲で行動していくことでまちづくりに参加していく。

河合熙委員 ○地元の建設業者が、公共工事等を請け負っているとき、道路にかかって交通のじゃまになる枝を払ったり、側溝の土をあげたりするような地元貢献活動もある。お金だけではない。このような活動は、市外の大手建設業者はやらないのではないかな。

小野委員 ○第6条を根拠に寄付を集める団体がいたら、第5条にある団体としての社会的意義と責任を自覚しろと言わざるを得ない。

小野委員 ○事業者のできる範囲で支援するということは、横並びで支援しろということではない。自らが考えて支援することであると思う。

小野委員 ○農家の若手は、一家の大黒柱である。商店とは違う。商店は地域の人との交流から商売になる。農家は、事業を支えるだけで精一杯。しかし、自治会などの昔ながらのことで中心的に頑張っている。

〔第7条 市の機関の役割〕

河合熙委員 ○地域や各団体が自分たちでやっていくという意識を持つためにいかに意識改革を進めるのか。なかなか出来ない状況であるから、この条例が生まれた。市は、情報が集まるのでそれを基に各団体へ提案していく立場である。押し付けではなく、市が引っ張っていくことが重要である。

〔第8条 方針の策定〕

小野委員 【質問】「方針」がわかりにくい。「方針」とは、田原市の将来像を指すのか。
《回答》協働の方針は、具体的にどうするのかというルールを決めること。

小野委員 【質問】「方針」を一度決めたら決定なのか。
《回答》5年ぐらいを目途に改定する予定。

渡会委員 ○協働の促進をどう浸透させていくか。どういう手法をとるかが大事。

〔第9条 行政活動における市民と協働の実現〕

小野委員 【質問】公表は何のために行なうのか。

《回答》状況を知ってもらい。改善すべき点を指摘してもらうため。

川崎委員 ○沿道美化は、行政だけに任せておいても良くならない。住民や各種団体が連携して、取り組むことで美化だけでなく色々な効果（美しいまちという誇り・住民の連帯感等）が期待できる。その際、行政は、事故などの保険や作業の安全対策の手続きなどバックアップ体制を整えるという形が良いと思う。

福井委員 ○旧町民体育祭や文化祭などは校区同士、団体同士、市民同士のふれあいの場として重要な役割を担ってきた。しかし合併などにより急激に人口や校区が増加し、市全体で開催されるイベントが限られてきた。今後、全校区でのイベント開催が難しくても、例えばブロックに分けての交流ができるよう検討したら良いと思う。

鈴木委員 ○「声の広報」では広報広聴係とタイアップして目の不自由な方のために、広報や議会だよりなどの内容をテープに収録している。

伊藤委員 ○「しみんのひろば」は市民活動団体の活動の発表の場であるため行政主導ではなく、団体主導で企画していくことでより良い活動発表の場となる。ただ、会場の確保や広報等は行政で確保して欲しい。

伊藤委員 ○他団体と協力しながら事業をおこなったが、それぞれの団体の思いがあるためお互いを知ることが大事である。

伊藤委員 ○稽古場の確保について他団体の協力を得て会場を借りている。公演についても市や他団体の協力でできているが、自分たちの活動を理解してもらい協力を得ていくのが今後の課題である。

渡会委員 ○住民に対して本当に機能するか。説明する方は分かっているが、聞いている方に伝わっていなければうまく機能しない。

森下委員 ○自分たちの活動に対して支援してもらえるなら委託という形より補助金の方がいい。委託だと本来の活動とは違った形になってしまう場合がある。

河合克委員 ○協働も地域の特性を活かす必要がある。

河合熙委員 ○「公表」が競争を煽るという方向に留意しなければならない。活動をやらないことからひがみや他の団体から馬鹿にされないように、格差を煽らないようにして欲しい。

〔第10条 市民公益活動における協働の実現〕

川崎委員 ○沿道美化などの活動は、自治会だけで実施するのではなく、老人会など地域に存

在する各種団体と連携して対処することが重要になる。地域における連携を実現するのは、校区コミュニティ協議会が中心になるのが良いと思う。

渡辺委員 ○表浜フェスティバルは校区同士が連携して海岸清掃などを実施している。そこには市民、活動団体、行政、学校などが参加しており、市民コンサートは活動団体が、教育委員会の主催や共催を申請して公共施設を利用して開催している。

福井委員 ○「しみんのひろば」の活動を活性化してもらうためにも自治会などと連携してはどうか。協力連携すればお互いのメリットになると思う。例えば海岸清掃を行う場合、「しみんのひろば」に登録されている団体と連携すれば幅広く協力が得られるのではないのか。また市外団体と連携が取れば広い海岸線をカバーできるかと思う。

平野委員 ○祭りや環境美化などは、一部の団体のみでの実施は効果が低くその達成感は薄いと思う。市内に存在する各種団体と連携していくことが効果的で重要である。また、大企業から個人商店まで同じことはできないので、自分たちにあった市民公益活動に参加してもらえば良いと思う。

渡会委員 ○地域の中で活動していくには自治会や校区と連携をしていかないとできない。普段からそういう体制を作っておかないといけない。その中で市もサポートしていかなければいけない。

岡本委員 ○団体同士の協働に対する市の調整等については、防災・防犯フェアーのように、校区、警察、消防及び業者を結び付けてくれる市の役割は大きい。

河合克委員 ○団体同士との協働の促進については、各団体の各人が意識をもって行動しなければならない。渥美青年経済研究会やJCも個人の意識が変わらなければ行政が何をやっても難しいし、こじれるだけである。行政は、他団体への呼びかけを行なっても相手の団体が自主的に動かないときに応援して欲しい。

河合克委員 ○産業会館などがあれば、農業、工業、商業などの人の交流が図れるのではないのか。JAとか臨海の情報とかが常にあり、そこに行けばいろいろな情報が得られれば、農業と工業がくつつくこともできるのではないのか。(キャベツワインとかバイオとか)サイエンスコアのように新しいものを生み出す場所となれば良い。

河合熙委員 ○地域コミュニティの中でうまくやっていけるかどうか、NPOはどう思っているのだろうか。一般的に、NPOは専門分野には強いが、全市的な視野や幅広い考え方が足りない傾向がある。連携調整は、市が推進していく必要がある。

河合熙委員 ○特に、その地域の中にあるNPOとなら、NPOの状況も地域は知っているし、そのNPOも地域のことを知っているので連携しやすいと考える。

【第11条 活動環境の整備】

福井委員 ○気軽に集まれる場所が地域には少ない。もっと気軽に交流ができれば、いろいろなイベントや取組みができると思う。その運営には必ず資材などが必要になるので、行政は気軽に貸出ができる資材や活動保険を整えてくれれば良いと思う。

本多委員 ○合併したことにより、市内に3つのホールがある。規模・設備・地域性等それぞれにご意見があるが、現在できる状況の中で市民公益活動が促進されるよう市の機関は活動環境を整備する。将来の施設整備についても活動団体のご意見などを考慮して計画してほしい。

鈴木委員 ○市民公益性の高い活動をする場合、公共施設（設備）を利用する際には、優先的に施設が利用できる体制にする必要がある。また、ボランティア団体のPRや活動については関係部署などが仲介に入り、運営、メンバー募集、紹介などをバツ

クアップする必要がある。

森下委員 ○実際の利用者からの意見が取り入れられるようにしてほしい。予算があるものについては整備されるが、それ以外のものに対して柔軟に対応してほしい。

【第12条 情報の提供】

川崎委員 ○市の補助事業によって、独居老人の見守りや安全対策をする際には、個人情報保護法に即した情報管理ルールを作った上で、市から独居老人の情報を出してもらえようにするべきではないか。

川崎委員 ○子ども会など子供の健全育成などの公共目的を含んでいる活動についても、情報管理徹底方法が確立できれば、個人情報を出して行けるのではないか。

渡辺委員 ○災害などによる救助を迅速に行うために、独居世帯の情報が必要である。現在、民生委員に名簿があるが自治会にも必要ではないか。（地域によっては民生委員からの情報提供がない）また、昼間は若者がいない世帯が多いので独居老人の情報だけではなく地域にあった情報整備も必要ではないのか。

福井委員 ○地域の連携活動をするために名簿などの情報が必要な場合がある。文書配布や独居老人の見守り安全対策などをする際には、個人情報保護法に即した情報提供をすべきではないか。（特に回覧文章は途中で止まっていたりするので注意が必要である）

本多委員 ○市の補助事業によって、独居老人の「ふれあい活動」や安全対策を実施しているのだから、個人情報保護法に触れない範囲で情報を提供すべきではないのか。管理体制も見直す必要があるのではないか。

岡本委員 ○個人情報の提供については、原則、自分の足で情報はとるべきである。しかし、一度入手した情報も異動があり。そこのところは困る。しかし、基本は地区で把握すべき。今の状況で良い。

河合熙委員 ○市からの個人情報提供については、厳しすぎるところがある。校区総代ぐらいは、信用してほしい。

伊藤委員 ○広報などを使って市民団体の活動の情報を発信して欲しい。また、市民団体と市が意見交換できる場を設けると共に市の職員にももっと市民活動を知って欲しい。

伊藤委員 ○情報を共有することによって活動がしやすくなる。

森下委員 ○渥美町の時はチラシの配布等をしてもらっていた。情報発信に協力してもらえればありがたい。

岡本委員 ○情報提供手段としてホームページなどのデジタル媒体と広報誌などの紙媒体との違いはあまり無いと思う。紙でも見ない人は見ない。

岡本委員 ○回覧文書に団体のチラシを入れる場合、各団体が各校区へ依頼にくるべきと考える。

【第13条 その他の支援】

本多委員 【質問】指定管理者の方向はどうか。

《回答》指定管理者に委託できる施設などは検討している。専門知識のある指定管理者の管理によって市民サービスの向上させることができる。

小野委員 【質問】NPOに対する補助金は支出していないのか。

《回答》各課において補助金を出しているが、委託などに形態が変わってきている。一本の窓口としては支出していない。

福井委員 ○自分たちで企画立案したものは、過去の事例を参考にするため新鮮味に欠け、マンネリ化の傾向になってくる。外部からのアドバイスや情報を活用することによ

り新しい事業などができ、魅力あるまちづくりに貢献できると思う。そのアドバイザー紹介や情報収集に、行政や各種団体がパイプ役としてバックアップしてもらいたい。

伊藤委員 ○活動をしていく上で財政的な支援が必要。補助金等の審査や評価をする機関の整備が必要である。

森下委員 ○今の支援の形は市民の税金から出ているが、いったん市へ入るため市民が直接各団体へ支援しているわけではないので気持ち的に対等ではない。直接市民から支援してもらえるような制度ができればいい。

渡会委員 ○市が支援をして保全等していかなければいけないものもあるが、それを活用しながら残していくようにしなければいけない。また地域にあった残し方、活用の仕方を考える必要がある。

河合克委員 ○財政的支援についてはその団体にではなく、その団体の活動に対して支援が欲しい。金銭的なものでなくとも、場所とか花とかでもありがたい。

河合克委員 ○公募型補助制度を導入しても市民が財政的支援の審査をするのは難しいではないか。きっちりとした審査基準を作る必要がある。

小野委員 ○地域コミュニティ団体への財政的支援について今後は、お金の使途をしっかりと市に報告することが必要になると考える。

小野委員 ○活動は、お金で動くわけではないが、継続的に活動するためにお金はいる。活動の中身に対して、しっかり、確認をすべき。財政的支援にはしっかりとしたマニュアルを作成すべきである。

【第14条 地域コミュニティ団体の位置付け】

渡会委員 ○まちづくりの柱になるのは自治会であるが、昔と比べると自治会も変わってきている。完全に崩壊する前にもう一度立て直しが必要である。市民が自分たちの自治会に愛着を持って参加していくことが大切である。

【第15条 地域コミュニティ団体の責務】

平野委員 ○自治会などの役員任期は単年度が多く、ただ行事を実施しているだけである。疑問に思うころには任期終了となり改善策など検討することができない。行政としても自治会運営の内容を把握しておいたほうが良いと思う。

岡本委員 ○全体総代会の開催について、これ以上の開催は難しいのではないかと。中学校単位で開催すればよいのではないかと。また、あまり距離的に違いすぎるのでは意味がない。

鈴木委員 ○NPOなどの団体が、本当の意味で市民公益活動をしているかの判断は付きづらい。地域コミュニティ団体が連携するためには、第三者などが審査などをして判定する必要があるのではないかと。

岡本委員 ○自治会の課題や自治会長に対する研修も、校区や校区コミュニティ協議会で、まず対応するべきではないかと。

河合克委員 ○自治会とNPOとの交流についての交流の場は必要である。成章の甲子園出場の時のような感じでバスは、校区毎であるが、しかし、甲子園で一体化する。昔の町民体育祭のようなイベントが欲しい。操法大会ぐらいしかない。今、ふれあいがたい。上辺だけ、飲み会がない。熱くさせるものが欲しい。

【第16条 市民等の責務】

河合克委員 ○事業者については、最低限のことだけは決めても良いのではないかと。

河合克委員 ○コミュニティの参加については、年齢の上限を設ける必要もあるのではないかと。

独居老人で高齢の方に参加を要請するのは無理がある。

【第17条 市の機関の責務】

川崎委員 ○自治会の会長は、単年度になってケースが多く、改善策を思いつく頃には任期が終わっている。こうしたことを踏まえて、自治会運営のあり方を市役所と自治会経験者とで研究する必要があると思う。

川崎委員 ○会長が自ら地域課題を解決して行くためには、活動を改革（見直し）するためのきっかけが必要であり、少なくとも年2回程度の自治会長研修会を開催したら良いと思う。校区総代には校区総代会があり、色々な知識を得る機会があるが、自治会長にはそうしたことがない。

福井委員 ○自治会役員は単年度で交代することが多く、ただ行事を行うだけである。この場合改善策などを検討する前に任期が終了してしまい、自治会運営が衰退してしまうことが懸念される。こうしたことを踏まえ、自治会運営を行政と自治会が検討する必要があると思う。

【第18条 地域コミュニティ団体の認定】

渡辺委員 【質問】各団体が申請して初めて認定されるのか。

《回答》それぞれの団体が自己申請をして認定される。

渡辺委員 【質問】私たち委員が認定をするのか。

《回答》委員の方には、審査基準などを検討していただき、認定は市長が行う。

福井委員 【質問】認定基準はどのように決定するのか。地域によってコミュニティなどの加入率（参加率）が違うのではないか。（農村地域と市街地域）

《回答》校区総代会などに相談・調整をし、地域の実情にあった基準を作成したい。

河合熙委員 【質問】認証団体の形態はどうなるのか。

《回答》校区、校区コミュニティ協議会、自治会の三形態となる。

平野委員 ○地域コミュニティ団体の認定基準はどのように判断するのか。基準などで縛りが強すぎないようにして欲しい。

【第19条 基金の設置】

河合熙委員 【質問】基金へ積み立てる方法はどのような方法があるのか。

《回答》今は、原資の運用益と寄付だけであるが、市民が基金へ寄付した場合、市が上乗せで基金を積み立てる（マッチングギフト方式）などの方法もある。

河合熙委員 【質問】自治会がこの基金を利用することも可能なのか。

《回答》可能である。しかし、既存の補助金があれば利用できない。（例えば、青少年健全活動や福祉活動などは、既存補助金があるため利用できない。）新しい発想が必要である。

小野委員 ○基金の運用益を無理に使う必要はない。積み立てることも視野に入れるべきである。

【第20条 協働会議の設置】

特になし

【第21条 委任】

特になし

例えば、こんなタイトル

協働社会の実現を目指す 田原市みんなの取組方針

田原市市民協働促進方針の素案

構成項目

第1章 取組の背景と現状

- (1) 田原市で、市民協働のまちづくりが必要なワケ！
- (2) 市民協働のまちづくりの今！

第2章 基本理念

- (1) 市民協働の基本理念
- (2) 期待されている役割
- (3) 方針をつくる目的
- (4) 方針を実現する年度

第3章 市民協働の6つの指針

■指針その1 市民等の役割の実現

- 〈1〉市民の取組のあり方
- 〈2〉市民活動団体の取組のあり方
- 〈3〉事業者の取組のあり方

骨子案（追加項目）

■指針その2 行政参加・協働の推進

- 〈1〉市民参加・参画のあり方
- 〈2〉行政活動における協働のあり方
- 〈3〉市民参加・協働状況の公表

■指針その3 市民間協働の推進

- 〈1〉市民間協働のあり方
- 〈2〉市民間協働の促進のあり方

■指針その4 市民公益活動の支援

- 〈1〉活動環境の整備のあり方
- 〈2〉情報提供のあり方
- 〈3〉人的・財政的支援等のあり方

■指針その5 地域コミュニティ振興

■指針その6 市民協働まちづくり基金の運用

第4章 市民協働まちづくり会議の運営

第5章 実現に向けての取組姿勢

第6章 方針の評価

次回の検討項目

第1章 取組の背景と現状

(1) 田原市で、市民協働のまちづくりが必要なワケ！

① 自治運営の自己責任・自由度の拡大

- 2000年の地方分権一括法の施行以降、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
- 市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化に取り組んでいますが、今後は、市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。



② 市民の価値観やニーズの多様化

- 田原市は、日本一の農業産出額を誇る農村地域という面と、二兆円を超える国内有数の工業都市という面を持ち、これらに関連するサービス業も盛んで、市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化しています。
- 個人の主張が強くなるなか、安心安全な地域社会への欲求、少子・高齢化に伴う福祉サービス、環境対策など、行政ニーズは個別化しながら増加してきています。

③ 総合計画による方向付け

- 合併後のまちづくりの指針として、平成17年度から市民の参加を得ながら二年間の検討を経て、第1次田原市総合計画が策定されました。
- 総合計画の6つの方針の一つに「市民参加と協働によるまちづくり」が掲げられていますので、その実現に取り組む必要があります。



④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないことから、地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提とせず、最初から市民と一緒に進める施策実施に期待が寄せられています。

⑤ 市民協働まちづくり条例の制定

- こうした背景から、各種の事前検討・議会の議決を経て、平成20年3月田原市市民協働まちづくり条例が制定され、協働を進める基本条件が整えられました。



(2) 市民協働のまちづくりの今！

① 地域コミュニティ活動の経過・現状

- 田原市は、企業転入者を受入れつつ、住民自治を充実させるため、昭和 47 年に国のモデル指定を受けつつ、地域コミュニティ施策の取組を始め、昭和 60 年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきました。
- 平成 15 年・17 年の合併後は、市全域に校区制を拡大し、市は活動拠点となる市民館を整備しています。
- 市域拡大や地域課題の多様化に伴い、身近な地域コミュニティへの期待が高まるなか、市は平成 17 年度に地域コミュニティ振興計画を策定し、校区まちづくり推進計画の策定・実現などについて、継続的に支援しています。



② 市民活動の経過・現状

- 市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など 300 以上の団体が存在していますが、婦人会や青年団のように組織が弱体化したものもあります。
- 各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校 P T A 等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。
- 市民活動は、平成元年以降に活性化し、特定非営利活動法人（NPO 法人）も徐々に増加しています。※H20 年 7 月：15 団体
- 市は、市民団体に対し、事業の共同実施、活動支援を行い、平成 19 年 7 月市民活動支援センター（田原文化会館内）を設置しました。



③ 市の機関と市民等の協働体制

- 市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。
- 自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、今後は地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、協働関係を整理・改善させる必要があります。
- その他の市民活動団体と市の協働は、施策ごとに行われていますが、今後もしばしば細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

④ 団体同士の連携不足

- 自治会と N P O などの団体が連携することで、互いの問題を解決できる可能性があります。現在、こうした取り組みは多く見られません。
- 活動 P R と団体の連携を図るため、「しみんのひろば」、「福祉のつどい」などのイベントが開催されています。



第2章 基本理念

【条例第1条～第8条】

(1) 市民協働の基本理念 【条例第1条・第3条に規定】

みんなが、それぞれの役割を認識し、互いに理解と信頼を築きながら、
市民協働によるまちづくりを進めて行きましょう。

※みんな＝市民、市民活動団体、事業者及び市の機関

※市民協働＝市民参加と協働

※まちづくり＝総合計画に掲げる将来都市像等の実現

(2) 期待されている役割 【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」の実現を目指すとき、それぞれに期待されている役割があります。

① 市民に期待されている役割 (4条)

市民は、まちづくりの主演としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する (10条)
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する (16条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働促進方針策定に参画する (8条)

*** 用語の定義 ***

- ・市民 …… 市内に居住している人、働いている人、就学している人、及びまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動 …… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。但し、宗教、政治、営利活動を除きます。

② 市民活動団体に期待されている役割 (5条)

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する (9条)
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する (10条)
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する (16条)
- 市民協働まちづくり会議 (20条) に加わり、協働促進方針策定に参画する (8条)

*** 用語の定義 ***

- ・市民活動団体 …… 市内で活動する地域コミュニティ団体、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体、その他のすべての団体を指します。

○地域コミュニティ団体に期待されている役割（5条・15条）

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する（15条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

・地域コミュニティ団体 …… 自治会（自治会・区・町内会など現在 106 地区）、校区（20 小学校区）及び校区コミュニティ協議会（20 団体）を指します。

③ 事業者に期待されている役割（6条）

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆条例では、次のことが事業者に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

・事業者 …… 市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

④ 市の機関に課せられている役割（7条）

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆条例では、次のことが市の機関に課せられています。

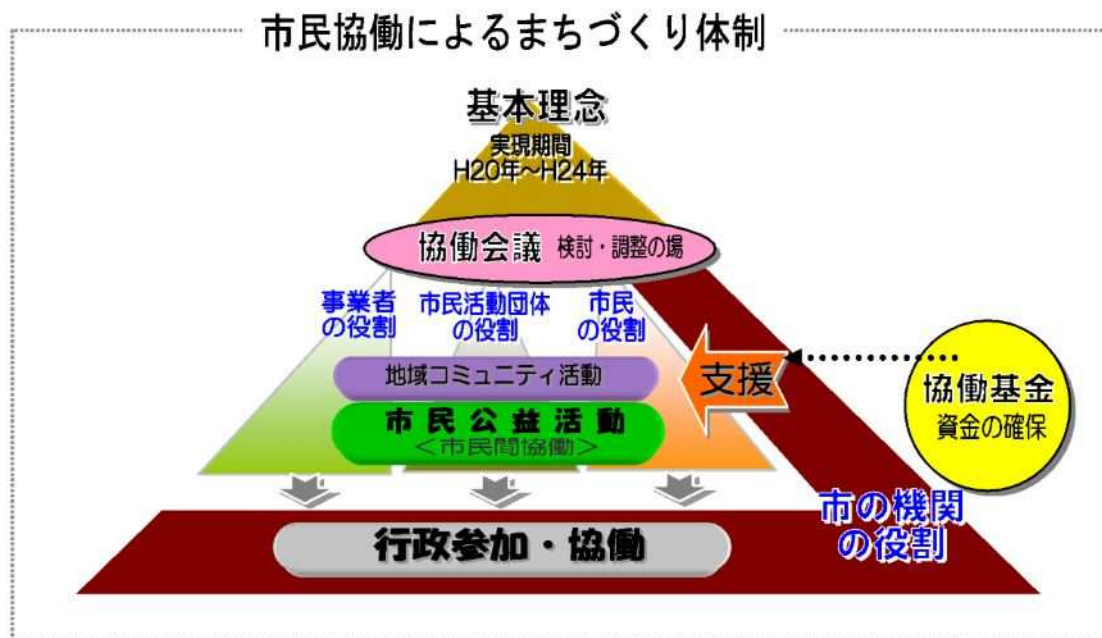
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること（9条）
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと（10条）
- 市民公益活動を支援（活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等）すること（11～13条）
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること（17条）
- 優良な地域コミュニティ団体を認定すること（18条）
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること（19条）
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め（20条）、協働促進方針を策定すること（8条）

*** 用語の定義 ***

・市の機関 …… 執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

(3) 方針をつくる目的 (8条)

本市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組んで行く内容を定めます。



(4) 方針を実現する年度

5年間（平成20年度～平成24年度）を目標とした方針を定めます。



第3章 市民協働の6つの指針

【条例第4条～第19条】

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

〈1〉市民等の役割の実現

〈2〉行政参加・協働の推進

〈3〉市民間協働の推進

〈4〉市民公益活動の支援

〈5〉地域コミュニティ振興

〈6〉市民協働まちづくり基金の運用

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

〈1〉市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めて行きます。

市民の取組

a

市民公益活動への参加

〔現状〕 ○市民の市民活動団体への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

《取組ポイント》 急速な高齢化や環境問題など、身の回りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を味わいつつ、自らを成長させて行きます。

■取組例 ◎まず、隣近所のコミュニケーション（関わり方）を見直すことから始める必要があるのではないか。

■取組例 ◎地域の親睦団体や行事に参加するだけでも、地域内のコミュニケーションを向上させるという点で意義のあることだと思う。

■留意点 ◎市民は、行政から言われると行動する気がなくなってしまう場合もある。市民の自主性を尊重することが大切。

市民の取組

b

行政活動への参加

〔現状〕 ○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

《取組ポイント》 自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業などに参加（参画）して行きます。

■取組例 ◎安全安心な暮らしのための防災・交通安全や、ごみ減量や省エネルギーなどに個々の市民として取り組みことができる。

※行政活動への市民参加（参画）の方針については、指針その2で詳細に定めます。

〈2〉 市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図って行きます。

市民活動団体の取組

a 活動PR・信頼性の向上

[現状] ○田原市内の市民活動団体の中には、独自又は関係団体と連携して情報誌やホームページなどで活動を市民にPRしているものもありますが、全般的には周知されていません。

○事業展開を図るために、NPO法人化する団体もあります。

《取組ポイント》 市民や関係団体に参加を呼びかけるためには、自らの団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

- 取組例 ○団体の活動内容が評価・公表されていないため、安心して参加・連携ができないので、第三者による審査制度を設ける必要がある。
- 取組例 ○役員にならなければ分からない不透明な運営をしている団体も少なくない。これを改善しないと次第に参加が得られなくなる。
- 取組例 ○市民に名前・活動が知られている団体はごく一部しかない。もっと市民にPRし、理解されることが必要と思う。
- 留意点 ○活動の歴史が長い団体は、運営を変更することが難しい面があるが、活性化を図るには開かれた運営（情報開示）が必要と思う。
- 留意点 ○それぞれが得意分野で活躍し、自分でできないことを得意な人によって貰うような社会で良いのではないか。

市民活動団体の取組

b 市民公益活動や行政活動への参加・協働

[現状] ○市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

《取組ポイント》 団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、活動環境の向上を図って行きます。

- 取組例 ○福祉分野のボランティア団体は、単に自らの団体の取り組みを進めることが、福祉のまちづくりの実践活動となっている。
- 取組例 ○スポーツ団体は、自らの活動に取り組むとともに、市の施策の実践や協力により、市民の健康づくりや生涯学習に貢献できる。
- 留意点 ○参加も協働も、市民や団体の知識レベルが向上しなければ、充実したものにはならない。田原市が全国に誇る図書館を利用して、市民の知識向上を図ったら良いと思う。

※行政活動への参加・協働の方針については、指針その2で詳細に定めます。

〈3〉 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援など通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図って行きます。

事業者の取組

a 事業活動による社会貢献

[現状] ○事業者は、各事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、事業分野別に団体を結成し、地域公益活動にも取り組んでいます。それらは自主性に委ねられています。

《取組ポイント》 事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指して行きます。

■取組例 ○農業者は、安全安心な食料を生産しながら、農村地域の環境保全にも貢献しています。

■取組例 ○商業者は、市民ニーズに応えるべき経営展開するとともに、商工会の地域活性化のイベント等を通じて地域に貢献しています。

事業者の取組

b 市民公益活動への参加・支援

[現状] ○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣、資金協力（寄付等）、会場・資材等の提供などを行っています。

《取組ポイント》 事業者の市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRにより、事業者（活動）の信頼向上、地域経済及び市民公益活動の活性化へと展開して行きます。

■取組例 ○大企業と個人企業が同じことはできないが、規模・内容にあった市民公益活動の参加・支援（人材・資金・資材等）の仕方がある。

■取組例 ○事業者も、市民公益活動に参加し、様々な人や活動を知ることにより、人材が育成され、事業活動を発展させる契機となる。

■取組例 ○日本一の農業産地という特性から、市民公益活動においても若手農業者の参加の拡大を図ることが重要と思う。

■留意点 ○農業者は、NPOやボランティア団体に参加するというより、地域の自治会活動の中心となって貢献している場合が多い。

■留意点 ○事業者からの支援・協力が得られるように、市民活動団体の内容をPRする必要があるのではない。

事業者の取組

c 行政活動への参加・協働

[現状] ○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

《取組ポイント》 事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・事業者団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図って行きます。

■取組例 ○事業者団体の代表者として、市の施策づくりに参加することで、地域全体の発展と、自らの事業環境の改善を図る。

■取組例 ○専門性・効率性等を活かし、市の施策の一部業務を受託することで、行政の効率性向上に貢献する。

※行政活動への参加・協働の方針については、指針その2で詳細に定めます。

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めて行きます。

〈1〉市民参加・参画のあり方

市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し
みんなの参加を得ながら、企画・実現して行きます。

市の機関の取組

a 積極的な行政情報の公開

〔現状〕 ○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、校区・自治会を経由する総代文書として、市民に伝えています。

○インターネット・ホームページ（市、市議会等）やケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、電話による声の広報、市政ほーもん講座・ぴーあー講座等で情報を提供しています。

《取組ポイント》 情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持って貰えるよう、受け手の側に立って工夫します。

■取組例 ◎市民から掲載内容の希望を取り、自分の見たい時間に利用できるインターネット・ホームページによる情報提供の充実を図る。

市の機関の取組

b 行政活動への市民参加の拡大

〔現状〕 ○新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

《取組ポイント》 市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリットを示せるように工夫します。

■取組例 ◎市民活動団体や事業者団体の情報連絡（会報・ホームページ等）に関連する行政情報を掲載して貰い市民等にPRする。

市の機関の取組

c 市民公募委員の導入

〔現状〕 ○平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。

《取組ポイント》 課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準（選考基準等）の明確化を図り、応募者数の拡大を目指します。
現状として、市民公募委員への応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組みます。

■取組例 ◎『まちづくり市民塾』を創設し、まちづくりに関心のある市民が行動するための知識を修得できるようにするとともに、公募委員候補者を養成したら良いと思う。

市の機関の取組

d 市民活動団体等への参画要請の整理

[現状] ○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには 20 以上の会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。

《取組ポイント》 施策検討への参画要請が団体の過重な負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、委員等の男女割合にも留意します。
幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。

■取組例 ◎各種団体の代表者は必然的に年齢が高くなるため、若者の意見を聞き入れる仕組みをつくる必要がある。

■取組例 ◎その分野内の団体における意見を調整する仕組みがあれば、市から要請される会議への参加は、複数の役員で分担できる。

市の機関の取組

e パブリックコメント制度

[現状] ○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民意見を反映させながら、計画等を策定しています。※平成 18 年度・平成 19 年度：22 件

《取組ポイント》 現状として、提出意見が少ないこと、手続きに 2 月程度を要するために計画検討スケジュールが圧迫されるなどの課題があるため、制度の見直しを検討します。
一方的な原案の提示と意見の受取になることから、日頃から、市の情報を分かりやすく市民等に提供し、感心を惹きつけ、理解して頂けるような情報の提供に取り組みます。

市の機関の取組

f 市民意見の提案制度

[現状] ○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』などで集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。

《取組ポイント》 現行の提案制度を充実しつつ、日常業務において寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した具体的な取組が進められるような対応方法を研究します。

市の機関の取組

g 意見交換のための会議開催

[現状] ○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、地域コミュニティ団体を中心とする行政懇談会の開催、各種団体主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。

《取組ポイント》 市民協働会議を始めとする各種協議会設置、行政懇談会開催、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。

■取組例 ◎市長との対話を希望する市民活動団体を公募し、複数団体合同の対話集会『市長の日』を設け、意見交換を行う。

市の機関の取組

h アンケート調査

[現状] ○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3 年ごと市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。

《取組ポイント》 施策実施における客観的な根拠資料となるよう、調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。
都市比較など多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

〈2〉行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。

市の機関の取組

a 地域コミュニティ団体との協働（委託）

〔現状〕 ○地域コミュニティ団体には、ごみ収集場の管理、交通安全の啓発活動、広報たはら等の文書配布、公園・排水施設の管理などの業務に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。

○地域コミュニティ団体においては、市からの依頼業務や行事参加が大きな負担となり、団体自身が抱える地域課題への対応に手が回らないという苦情も聞かれます。

《取組ポイント》 市各課からの依頼項目を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の検討や、依頼事項の年間スケジュール・内容を示すことにより、負担の軽減を検討します。
地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼項目に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。

■留意点 ◎自治会長等は、時間的拘束が大きすぎて受けて貰えなくなっている。地域コミュニティ団体と市による改善の検討が必要。

市の機関の取組

b 地域コミュニティ団体から要望への対応

〔現状〕 ○地域コミュニティ団体の持つ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、行政懇談会、校区総代会、代表者による随時の要望によって行われています。

○市の機関では、総務課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成 19 年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。

《取組ポイント》 地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。
市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

■取組例 ◎校区（コミュニティ協議会）で決定した地域独自ルールについても、市の条例のように制度化（義務化）できないか。

■留意点 ◎自治会の課題について、校区（コミュニティ協議会）でまとめて要望する仕組みが理解されていないのではないか。

市の機関の取組

c 特定業務の外部委託（市指定委託）

〔現状〕 ○専門資格が必要となる市の業務については、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切替えています。

○専門能力を生かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体を対象とする公共施設等の指定管理者制度を導入しています。※平成 20 年度現在：34 施設

《取組ポイント》 指定管理制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

■取組例 ◎利用する団体等が主体となって、施設を管理運営（受託）することにより、施設利活用の向上を図る（指定管理者制度）。

[現状] ○市の機関が実施すべき業務について、市民活動団体の提案により実施（団体が受託）している事業は、生涯学習分野などに見られますが、広く提案に対応する制度はありません。

《取組ポイント》 市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。

■取組例 ◎市民・団体・事業者が、それぞれ身近な道路の除草など管理を行うことで、まちづくりに貢献する仕組みづくりが必要だと思う。

■留意点 ◎事業内容によっては、委託事業よりも補助金の方が自由に行える。

[現状] ○市の施策のなかで、市民・団体等と一緒に取組まないと成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて業務を進めています。

○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。

《取組ポイント》 業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を生かせるような協働方式の導入に取り組めます。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）などの行政と民間の特性・能力等を生かした方式による業務実施を進めます。

■取組例 ◎緑のまちづくりのように、市が花の苗を育て、市民・団体等が定植・管理を分担して進める形が良いと思う。

■取組例 ◎市・市民活動団体・事業者が連携し、環境美化や交通安全などに対応する協議会は、参加者自身の意識改善の効果もある。

■取組例 ◎田原市は、他の自治体に比べて、財政面で信用力が高く、PFIなど民間活力の導入した手法が実施しやすい。

■取組例 ◎以前行われていた町民体育祭のように、地域が競い合うイベントを行い、地域内と市全体の連帯意識を築く必要がある。

■留意点 ◎実行委員会方式のイベントでは、もっと市民団体に役割や責任を持たせた方が達成感のある内容になるのではないかな。

〈3〉市民参加・協働状況の公表

市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年、公表することでやり方の改善や、新たな参加の拡大を図って行きます。

[現状] ○市民参加・協働については、個々に状況を公表しているものもありますが、これらをまとめて公表しているものはありません。

《取組ポイント》 毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめし、協働会議や一般市民に公表し、どのような分野・事業で参加・協働が行われているのか示し、他の団体が参加・協働を考えるきっかけとなるように工夫します。

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めて行きます。

*市民間協働：市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働

〈1〉市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な能力を生かして、相互の連携（協働）を進めて行きます。

市民等の取組

a 市民公益活動における連携・協力・援助

[現状] ○イベントにおける団体の連携や事業者の協力など、市民公益活動においても協働が行われていますが、その状況は把握されていません。

《取組ポイント》 市内の市民活動団体やその活動内容が知られていないため、まず、それらをPRしながら、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。
各種団体等の活動目的・内容が異なることから、これらの協働を進めるためには、連携するうえでのルール(約束ごと)の明確化も必要となります。

- 取組例 ◎食事やお酒を飲みながら腹を割って話せる交流会は、数回の会議よりも効果があるので、市民団体主催で実施すると良い。
- 取組例 ◎事業者は、農業・商業・工業のそれぞれの団体内にしか交流がないので、全体が集まる場を設け、産業連携を進めることが必要。
- 留意点 ◎自治会と地域外のNPO等との連携は、地域から見た意見や、外から見た意見を互いに知ることによって活動の参考になる。
- 留意点 ◎市民活動団体同士の交流・連携を進める際、市は直接介入しない方が良い。
- 留意点 ◎地域コミュニティ団体から活動場所を借りているが、今後も協力を得るには活動を理解して貰うことが重要と思う。
- 留意点 ◎市民団体の協働では、まず、それぞれの団体の思いを知ることが重要となる。
- 取組例 ◎市民から直接、各団体（市民公益活動）に経済的支援ができる制度があると良い。

〈2〉市民間協働の促進のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けて行きます。

市の機関の取組

a

市民間協働の促進のための支援

〔現状〕〇市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。

《取組ポイント》 市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・援助が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組みます。

■取組例 〇市民、市民活動団体、事業者から、市民公益活動として利用可能な施設の情報提供を受け、必要な団体に伝える仕組みを作る。

■取組例 〇警察、消防、事業者が連携して、校区防災フェアーを実施しているが、これらをつ結びつけてくれる市の役割は大きい。

■取組例 〇自治会など地域コミュニティ団体も「しみんのひろば」に加入し、連携を深めたら活動の幅が広がると思う。

■留意点 〇「しみんのひろば」は、市民団体の発表の場であり、団体主導で運営すべきで、市の役割は場の確保とPRが良い。

◆東三河5市連携による市民活動ポータルサイト「どすごいネット」*インターネット・ホームページ



市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的・財政的により市民公益活動を支援します。

〈1〉活動環境の整備のあり方

市の機関は、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

市の機関の取組

a 施設等の整備・利用改善

〔現状〕 ○活動拠点として、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区に市民館等を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。

○社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。

《取組ポイント》 旧三町から継承した公共施設の維持管理経費の負担が大きくなっていることから、施設の統廃合を視野に入れて、効率的な施設運営・利用のあり方を検討します。

■取組例 ◎遊休施設の市民公益活動への提供が検討されていますが、現状では、利用時の維持管理経費の負担が利用のネックとなっている。

■取組例 ◎公益性の高い事業は、優先使用(予約)できるようにするとともに、使用料の減免を行う。

■取組例 ◎公共施設の優先利用等調整ルールを制度化し、その運用状況を一般公開する。

■取組例 ◎各団体にとっては必要だが、使用頻度が少なく購入するまでには至らない器具・備品を市で揃え、みんなで使う。

■留意点 ◎児童クラブの影響で市民館の利用が満杯になっている。市の施策で利用する際にも調整を十分に必要がある。

■留意点 ◎利用者からの意見を取り入れ、施設の改善して行く体制が必要で、柔軟な対応ができるように予算を確保して欲しい。

市の機関の取組

b 市民公益活動の環境整備

〔現状〕 ○ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において市民社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしている。

《取組ポイント》 公益性の高い活動について、市民社会活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を整えとともに、参加者の自己責任と、公益性活動として負担する部分を実態に即した分かりやすい区分けを工夫します。

■取組例 ◎どのような活動・団体に対して、ふれあい保険が対象になるのかをわかりやすく市民等にPRすることが必要。

■留意点 ◎行事に参加する際、嘱託員（非常勤公務員）の立場と市民として参加する場合では、取扱いに改善が必要な不合理面がある。

〈2〉 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、
個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供して行きます。

市の機関の取組

a 市民公益活動の市民等への情報提供

[現状] ○公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、総代文書による文書配布・回覧、公共施設等へのポスター掲載により、市民へのPRに協力しています。

《取組ポイント》 市民等への活動情報の提供は、主に総代文書による配布・回覧によりますが、単に情報量を増やすだけでなく、情報の受け手が分かりやすくなるよう工夫します。

- 取組例 ◎ボランティア団体のメンバー募集・活動PRを、市の関係課が支援することによって、その分野の市の施策が進むのではないかな。
- 取組例 ◎東三河5市で協働運営している市民活動のポータルサイト「どすごいネット」をPRし、市民活動団体の情報を幅広く発信する。
- 取組例 ◎総代文書で配布するチラシが多いので、出来るだけ広報の中に集約し、すべての情報は市ホームページで見られるようにする。
- 留意点 ◎総代文書による文書配布は、単に情報提供ではなく、地域のコミュニケーションにおいて重要な役割がある。

市の機関の取組

b 行政情報の提供

[現状] ○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、極力お知らせようにしています。
○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。

《取組ポイント》 個人情報を悪用した犯罪が多発するなか、確実な情報管理体制が必要となることから、これらに配慮しつつ公益活動に情報を提供できる方法を検討します。

- 取組例 ◎愛知県地域づくり団体連絡交流会や国県の各種支援施策を関係団体に紹介する。
- 取組例 ◎安心安全のための実施する市民公益活動に対する住民情報ついて、個人情報保護に適合する仕組みを検討する。
- 取組例 ◎市の補助事業として実施する場合、個人情報の適正管理の仕組みを検討して、住民情報を出せるようにする必要がある。
- 留意点 ◎本来、住民情報は、隣近所の地域コミュニケーションで集めることが理想であることを常に意識する必要がある。

〈3〉 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、必要に応じて、市民公益活動に対して、人的支援、財政的支援、その他の支援を行います。

市の機関の取組

a 市民公益活動への人的支援

[現状] ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や校区まちづくりアドバイザー（担当職員）の派遣などによる相談業務を行っています。

《取組ポイント》 市職員は、様々な立場で各種団体に接する機会を設けることで、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。

- 取組例 ◎市民公益活動への市職員参加に加え、市の業務に市民活動団体のメンバーを参加させるという方法も人材育成になる。
- 取組例 ◎市民活動団体に必要なアドバイザーとして、市の職員（専門分野）を指名できる制度を設ける。
- 取組例 ◎国の制度を利用して、全国で活躍する各分野のスペシャリストをアドバイザーとして来て貰うことで突破口が開ける。
- 取組例 ◎市民活動支援センターの開設日・時間を拡大し、団体からの相談をしやすいとする。

市の機関の取組

b 市民公益活動への財政的支援

[現状] ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策推進に関連した補助金が支出されています。

《取組ポイント》 市民等の市民公益活動によって、効果的かつ効率的にまちづくりを推進するため、補助金交付などに取り組みます。また、市民等からの提案型補助事業について、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら導入を検討します。

- 留意点 ◎市民公益活動に対する公平な支援を実現するルールを検討し、補助金の既得権意識を無くす必要がある。
- 留意点 ◎すべての補助金について、事業内容・金額・成果等を市民に公表し、市民の評価を受ける必要がある。

市の機関の取組

c 市民公益活動へのその他の支援

[現状] ○市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催又は後援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。

《取組ポイント》 共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。
市民等が必要と考えている市民公益活動を把握した上で、ニーズに即した支援内容（環境・人材・財政以外）について検討します。

- 取組例 ◎イベント等の共催・後援等の制度化し、その運用状況を公表する。
- 取組例 ◎活動活性化のためにハードルの高い表彰制度を設ける。全部の団体が自動的に貰えるようでは意味がない。

■指針その5 地域コミュニティ振興

【条例第14条～第18条】

みんなで、まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を振興して行きます。

〈1〉地域コミュニティ団体の活性化のあり方

みんなで、地域コミュニティ団体の活性化に貢献して行きます。

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

市民の取組

a 市民の加入・活動参加

市民活動団体の取組

b 市民活動団体の加入・活動参加

事業者の取組

c 事業者の加入・活動参加

② 市の機関の支援

市の機関の取組

a 地域コミュニティ団体の振興策

市の機関の取組

b 地域コミュニティ団体の意見の反映

市の機関の取組

c 地域コミュニティ団体の認定制度

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、まちづくりの基礎的となる活動に取り組んで行きます。

① 市民等の参加機会の確保

地域コミュニティ団体の取組

a 加入・参加の拡大

② 関係団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

a 地域コミュニティ団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

b 地域の各種団体との連携

③ 意見の集約・代表

地域コミュニティ団体の取組

a 意見の把握

地域コミュニティ団体の取組

b 意見の代表

■指針その6 市民協働まちづくり基金の運用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

〈1〉基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適切に管理します。

- 市の機関の取組 a 合併特例債積立部分の管理
- 市の機関の取組 b 一般寄付等による積立部分の拡大
- 市の機関の取組 c 一般寄付等による積立部分の管理

〈2〉基金運用益等の活用のあり方

みんなが必要と考える市民公益活動に、基金の運用益を活用して行きます。

- 市の機関の取組 a 合併特例債積立部分の活用
- 市の機関の取組 b 一般寄付等による積立部分の活用

第4章 市民協働まちづくり会議の運営

【条例第20条】

(1) 運営方法

条例及び施行規則等に基づき、市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を運営します。

① 会議の委員

- 市民協働まちづくり会議は、協働促進方針の策定・改定、協働に関する施策等の検討するため、市長が選任する15人以内の委員で構成します。
- 委員対象者は、公募市民、市民活動団体の関係者、事業者団体の関係者、市の機関に属する者、学識経験者等で、選任された委員の任期は2年間です。

② 会議の運営

- 委員互選により、会長、副会長1名を選任します。また、会長は、会議を代表し、会務を総理するとともに、会議を招集し、議長となります。

③ 会議の開催

- 平成20年度は、協働促進方針の策定を中心に4回～5回の会議を予定し、平成21年度から平成24年度の場合は、年2回を定例会とし、必要な案件がある場合は臨時に追加開催するものとします。

(2) 協議事項

協働会議の協議事項を次の3つに区分し、それぞれ協議します。

① 田原市市民協働促進方針の策定・改定等

- 方針策定 …… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定めます。
- 状況確認 …… 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。
- 方針改定 …… 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

② 協働促進方針に関わる施策の検討

- 行政参加と協働の促進に関する施策
- 市民公益活動における協働の促進に関する施策
- 市民公益活動の支援に関する施策
- 地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制
- 基金活用の施策（寄付募集、運用益等活動）

③ その他の必要事項の調整

- その他協働に関する調整事項 その他委員提案等

第5章 実現に向けての取組姿勢

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本姿勢を示します。

- ①あいさつ運動
- ②会議ルール of 遵守
- ③持続的な学習意識
- ④全体としての節約(無駄使いをしない)
- ⑤男女共同参画
- ⑥幅広い世代の参加
- ⑦多文化共生

第6章 方針の評価

田原市の現状は把握し、この方針をより良いものに改善するためには、取組状況を確認・評価する必要があります。

(1) 取組状況の把握

この方針策定から3年後となる平成23年度に、方針の各項目に関する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組に情報を収集・整理します。

(2) 評価の実施

方針各項目に関する取組状況から、各方針等に対する達成度や有効性・課題等を分析・評価し、改善策を検討し、方針改定に反映させます。

参考資料

1. 田原市市民協働まちづくり条例
*** 省略 ***
2. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則
*** 省略 ***
3. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿
*** 省略 ***
4. 協働事例集

市民活動団体・事業者の状況

1. 地域コミュニティの取組状況

地域コミュニティ団体は、市のまちづくりの基礎となる市民活動団体で、日常生活に関わる諸課題に幅広く対応した社会貢献活動を行っている最も身近な団体です。

- ・ 校区コミュニティ協議会
 - …自治会と地域の各種団体等で構成するコミュニティ団体
市内小学校単位に20団体あり、市民館の指定管理者となっている。
- ・ 校区
 - …小学校区ごとの自治会の連合組織
市内小学校単位に20団体あり、童浦校区は三河港田原地区の緑地管理も受託している。
- ・ 自治会
 - …地域コミュニティの基礎単位として、地域における自治運営を行う団体
市内に106団体あり、各種行政業務を受託、自治会単位で自主防災会活動が行われている。

２．特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の取組状況

特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人で、「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることがを制限するものではありません。市内のＮＰＯ法人１５団体（平成２０年７月１日現在）の活動を分野ごとに例示します。

保健・医療・福祉分野の団体(5団体)

団 体 名	活動事例
コア・エンジェル	訪問介護（介護保険・支援費制度）、家事援助、外出の介助など
ＮＰＯ渥美の菜たね	介護法・支援法等の枠外をお手伝いする有償ボランティア。
渥美虹の会	身障児童のお世話、各種ボランティア等
うたた	知的障害者に対して、障害福祉サービス事業（知的障害者の為のケアホーム）等を行う。
おおぞら	精神障害者などへの支援のネットワークづくり

まちづくり分野の団体(1団体)

団 体 名	活動事例
たはら本舗	田原市及び田原市周辺で生活する人々に地域に根ざした情報を発信

文化・芸術・スポーツ分野の団体(1団体)

団 体 名	活動事例
ＮＰＯ巴江倶楽部	武家生活文化の研究並びに武家屋敷の環境保存に関する事業

環境保全分野の団体(3団体)

団 体 名	活動事例
環境ＮＰＯ渥美	自然エネルギーを有効利用した風力発電施設建設及び電力供給事業
田原菜の花エコネットワーク	遊休農地等の有効利用を図り、ナタネや菜の花等を栽培する。
渥美半島ハイキングクラブ	渥美半島横断ハイキングコースの設定等

子どもの健全育成分野の団体(2団体)

団 体 名	活動事例
はっくるベリーじゃむ	食・農・環境のつながりを体で感じられるイベントを企画・運営している。
ゆずりは学園	不登校・ニート・ひきこもり・精神的問題等をかかえた子どもから大人までの対応に関する事業を行う。

NPOの援助分野の団体(1団体)

団 体 名	活動事例
たはら広場	さまざまな支援活動やそれに伴う事業を展開・実行する。

経済活動の活性化分野の団体(1団体)

団 体 名	活動事例
東三河水環境連絡会	水環境の改善と水産業活性化のための総合的な対策を講ずる。

地域安全分野の団体(1団体)

団 体 名	活動事例
東海リスクマネジメント研究会	企業・地域コミュニティに対して、「リスクマネジメントに関する支援(指導・育成・情報の提供等)」を行う。

３．ボランティア団体及びその他非営利活動団体の取組状況

市内にはボランティア団体及びその他の非営利活動団体が数多く広範囲に活動しています。ホームページなどで公開している 77 団体を分野毎に例示します。なお、この他、市やボランティア連絡協議会等に登録済みの団体が約 50 団体あります。

保健・医療・福祉分野の団体（17 団体）

団 体 名	活動内容等
美容あいち田原支部	自分で外出できない高齢者の方の髪の毛をカットする。
OHP たはら	難聴者、中途失聴者との交流とボランティア活動
声の広報	「広報たはら」「議会だより」の吹き込み（視覚障害者用のテープの作成）
手話サークルでんでん虫	聾者の生活や権利を理解し、交流を深める。
J A 愛知みなみ助け合い組織	高齢者を対象としたミニデイサービス
田原点字クラブ	点訳本製作、小学校クラブ活動指導、「福祉のつどい」点字教室等
田原マジックサークル	マジックを活用したボランティア活動。
手ことば教室	保育園・小中学校での手話指導、福祉施設への慰問
福寿園ひまわり	クラブ活動に参加することにより、仲間づくり、頭の活性化を図る。
ボランティア「愛」	福祉施設における手作業の手伝い、介助活動
箏曲 渥美リラの会	老人健康施設訪問
おくるみの会	要介護者のニーズに合わせた衣料の研究開発
手話サークルでんでん虫	入門手話講習会
くちこみクラブ	健康増進のためのエアロビクス教室の開催等
渥美歌謡クラブ	福祉施設の人たちと一緒に歌う。むかし話をする。
サニー・スポット	視覚障害の方などに利用していただける録音図書を作成
蔵王の杜育成会	知的障害者更生施設「蔵王の杜」の運営方針に協力し、入所者の生活及び社会的自立の増進を図る。

社会教育分野の団体（3団体）

団 体 名	活動内容等
AEC（Alice English Class）	小学校での絵本（英語）の読み聞かせ
福寿園ひまわり	器楽、書道、歌謡、詩吟、点字、大正琴、銭太鼓指導
チームログっこ	障がいのある子もない子とともに文化活動を楽しむ場を日常生活の中に設ける

まちづくり分野の団体（5団体）

団 体 名	活動内容等
トヨタ自動車田原工場 あいくるボランティアグループ	社会貢献意識を高めるための支援活動
うしのけやまを愛する会	うしのけやまの展望台設置及び管理、山道の清掃等
福江中学校ボランティアクラブ「ドリームの会」	様々なボランティア行事への協力参加等
あつみNPOネットワーク	住みよい地域、楽しく魅力ある地域になるよう情報交換、相互協力、広報を行う
田原市花の会	潤いのある街づくりのために、花いっぱい運動の推進を図ることを目的。

文化・芸術・スポーツ分野の団体（10団体）

団 体 名	活動内容等
渥美混声合唱団	合唱団の活動を通して地域の音楽環境の充実や文化の発展に貢献する。
木藤舞踊紫会	老人施設舞踊慰問
田原レクリエーションクラブ“らむず”	レクリエーションの指導、廃品を活用した工作、電腦お助け（パソコン等の困りごと相談）
渥美太鼓“願成観音太鼓”	各老人ホーム・養護施設の慰問、各種イベントにも出演。
田原市楽友協会	音楽文化の普及向上や音楽を通じた子どもたちの健全育成。
ふるさとボランティアガイド「たはらの風」	田原の史跡を案内、市内の名所旧跡の案内
たはらフラチーム“花”	福祉施設・市民館等におけるダンス披露、慰問等
田原凧保存会	「凧まつり」を開催し、伝統ある田原凧の普及に努めている。
田原マジックサークル	マジックの実演で施設訪問、実技指導
あつみロビーコンサート運営スタッフ会	ロビーコンサートの運営

環境保全分野の団体（12団体）

団 体 名	活動内容等
あいち田原登山会	蔵王山登山道の整備（清掃、植樹、除草等）
NPOエコウインドネット	エコの活動を実践し地域市民にPRする。
スナメリくらぶ	スナメリを通して現状の海の様子を知ってもらおうと、スナメリウォッチングを行っている。
免々田川のホタルを守る会	免々田川が地域の人たちにとって、親しみのある川になるように活動。
渥美半島の野池を守る会	月一回渥美半島内の野池周辺の清掃活動
環境ボランティアサークル 亀の子隊	西の浜海岸の清掃活動
自然農業塾 ほんとうの農業小屋	自然農業をとおして、環境問題、都市と農村との交流・企業研修・中高年の生きがいをづくりに取り組む。
水辺公園ボランティアの会	水辺公園の草刈り、ごみ拾い
あかばね塾	ネットワークづくりにより夢のある元気な地域を実現する。
NTT.0B はなみずきの会	地域や社会に貢献しながら仲間づくり
渥美自然の会	渥美半島の豊かな自然、貴重な生物の保護・保全
汐川を美しくする会	汐川、清谷川を中心に田原市を流れる川を美しくし、三河湾の浄化を目指す。

災害救助分野の団体（1団体）

団 体 名	活動内容等
VOCSTはら	ボランティアコーディネーター養成講座の修了者が勉強会及び他の団体、地域との交流、情報交換をしている。

人権・平和分野の団体（1団体）

団 体 名	活動内容等
田原市更生保護女性会	「社会を明るくする運動」啓発用“愛の鈴”を作成し、中学3年生に配布。

国際協力分野の団体（2団体）

団 体 名	活動内容等
たはら国際交流協会	地域住民の国際交流及び意識の高揚を図る。
あかばね「ひらがなのかい」	外国から来ている女性と共に日本語講座と文化交流をする。

男女共同参画分野の団体（2団体）

団 体 名	活動内容等
女性会議 WIT ウィット	男女平等参画の視点から行う様々な活動（研修会、交流会等）
東三にじの会「たはら」	男女共同参画社会に向けて女性の資質と地位の向上、社会参画を促進し、地域社会の発展に寄与する。

子どもの健全育成分野の団体（8団体）

団 体 名	活動内容等
人づくりネットワークメリーゴーランド	不登校やひきこもりを経験した人の交流
田原市おもちゃ図書館 お陽さまライブラリー	障害児と健常児が一諸に遊ぶ場づくり
渥美どろんこ村	農業の可能性を追求し、地域から情報等を発信する。
おはなし手のひらの会	渥美図書館おはなしコーナー、小学校での読み聞かせ。
くぬぎの会	田原市中央図書館でのおはなし会、出張おはなし会
日本ボーイスカウト愛知連盟 豊橋地区 田原第一団	ボーイスカウト活動を通じて、青少年の育成をめざす。
渥美手芸クラブ	児童を対象に紙や布を使った手芸教室を行う。
ドリームの会	ボランティア活動を通して福祉の心を養う・地域との交流を深める。

経済活性分野の団体（1団体）

団 体 名	活動内容等
ザ・パートナーズ	東三河で起業、創業などの無料相談

4. その他の団体の取組状況

田原市体育協会…田原市のスポーツの中心的組織。技術の向上に努め、市民の親睦と健康増進を図り、地域育成事業の協力指導に携わり、大会や練習を行う。下部には25の協会が所属し、年間を通し各種のスポーツ大会を行う。

- ・軟式野球協会 ・剣道協会 ・ソフトテニス協会 ・空手協会 ・弓道協会
- ・卓球協会 ・柔道協会 ・バレーボール協会 ・バドミントン協会
- ・ソフトボール協会 ・テニス協会 ・硬式空手道協会 ・サッカー協会
- ・陸上競技協会 ・ゲートボール協会 ・グラウンドゴルフ協会
- ・サーフィン協会 ・スポーツ少年団 ・空手道協会 ・ビーチバレー協会
- ・ミニバレーボール協会 ・三河フライヤーズクラブ ・ソフトバレーボール協会
- ・ゴルフ協会 ・ターゲットバードゴルフ協会 ・少林寺拳法協会

田原市文化協会…田原市の文化活動における中心的組織。20の部門に、135団体が所属し、年間を通し活動を行う。

〔部門〕

- ・邦楽 ・洋楽 ・舞踊 ・吟剣詩舞 ・洋舞 ・演劇 ・カラオケ ・娯楽
- ・健康 ・絵画 ・書道 ・写真 ・工芸 ・自然 ・俳句 ・短歌 ・ことば
- ・歴史 ・茶道 ・華道

子ども会…子どもたちの健全育成を目的とし、各地域の子ども会組織とともに子ども会活動の活発化を図る。

老人クラブ…会員相互の親睦、発展を図り、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努める。生きがい作りと明るい社会の実現に寄与する。

P T A…保護者（親）の方と先生が協力して子どもの教育などについて取り組んだり、一緒に学習したりできるようにつくられた組織。

5. 事業者の取組状況

事業者が、地域社会の一員として自ら取り組んでいる市民公益活動について例示します。活動は、美化活動や各施設との交流会、キャンペーンなどの社会貢献活動や各種教室やお祭りなど広く市民が参加できるイベントなどです。

医療系事業者の団体

団 体 名	活動事例
田原市医師会	休日・夜間診療（在宅当番）
田原市歯科医師会	休日診療（在宅当番）

農業者の団体

団 体 名	活動事例
J A愛知みなみ農業協同組合	農業祭、畜産祭
田原市4Hクラブ	ジャンボかぼちゃコンテスト（苗配布、栽培指導、展示等）
田原市青年農業士会	おやこ農業スクール（収穫体験等）
農村輝きネット・あつみ	郷土料理を介した食農教育、消費者との交流会

商業者・工業者の団体（観光事業者を含む）

団 体 名	活動事例
田原市商工会	青年部の夜店、交通安全街頭キャンペーン、海岸美化活動
渥美商工会	沿道等の清掃活動（一般市民も参加）、パソコンスクール
旭町通り商店街協同組合	周年祭等のイベント
田原市観光協会	沿道等の清掃活動（旅館業）
あつまるタウン田原	イルミネーション、クリスマスイベント
田原土木協会	災害応援活動協力
渥美建設業協会	災害応援活動協力
田原市上下水道工事業協同組合	災害時応急給水・復旧作業

実質的に事業者の関わりが深い団体

団 体 名	活動事例
田原ライオンズクラブ	献血活動、薬物乱用防止教室、交通安全啓蒙活動、清掃奉仕
田原ロータリークラブ	ふれあい教室（野球教室）、授産所激励訪問、シンポジウム
渥美ロータリークラブ	桜の植樹、ゴミゼロ運動
田原パシフィックロータリークラブ	赤羽根学園交流会、蔵王の杜・田原授産所との交流会
田原ローターアクトクラブ	献血活動、清掃奉仕、海外研修、福祉施設慰問
田原青年会議所	各種講演会開催、ちびっこ道場開催
渥美青年経済研究会	環境美化活動、はまゆうの植栽

市の協働関連施策の実施状況

1. 市民参画の状況（第9条第2項）

（1）審議組織等への公募委員の採用

年次	内容
平成 15 年度	○総合計画のまちづくり市民懇談会（第1期）
平成 17 年度	○環境保全計画改定策定委員会 ○総合計画のまちづくり市民懇談会（第2期） ○男女共同参画推進検討会議
平成 18 年度	○総合計画のまちづくり市民懇談会（H17からの継続） ○男女共同参画推進検討会議（H17からの継続）
平成 19 年度	○（仮称）田原市まちづくり推進条例検討会議 ○福江地区まちづくり会議
平成 20 年度	○福江地区まちづくり会議（H19からの継続） ○市民協働まちづくり会議 ○教育振興基本計画 ○国際化に関する計画 ○地域公共交通戦略計画（生活交通確保計画）

（2）パブリックコメント制度

年次	内容
平成 17 年度	○行政改革大綱及び集中改革プラン（試行）案
平成 18 年度	○投票区再編案 ○国民保護計画案 ○男女共同参画推進プラン案 ○交通安全計画案 ○地域コミュニティ振興計画案 ○ゴミ処理基本計画案 ○エコエネルギー導入ビジョン案 ○総合計画案 ○ごみ処理の有料化案 ○障害福祉計画案 ○たはら21新農業プラン案 ○観光基本計画・骨子案 ○環境保全計画案 ○シンボル公園ネットワーク計画案
平成 19 年度	○（仮称）まちづくり推進条例案 ○食育推進計画案 ○地域公共交通戦略計画案 ○耐震計画促進計画案 ○バイオマスタウン構想案 ○渥美半島菜の花浪漫街道基本構想案 ○地域情報化計画案

（3）その他市民意見の反映

制度	開始年次	実績
①市民提言箱	平成 8 年度	平成 19 年度 48 件
②市ホームページ ③市民の声	平成 12 年度	平成 19 年度 13 件

2. 行政活動における協働の状況（第9条第3項）

（1）事業の共催・実行委員会による実施

区分	実績
事業共催	平成19年度（教育委員会分） 33件（文化事業） 74件（スポーツ事業）
事業後援	平成19年度（教育委員会分） 103件（文化事業） 29件（スポーツ事業）
実行委員会	○田原市民まつり ○トライアスロン大会 ○菊花大会 ○渥美半島観光キャンペーン 等

（2）市事業の一部を委託

市が行う事業の一部を、地域コミュニティ団体やNPO等の市民活動団体や事業者に対して委託することは広く行われています。その内容は、施設の清掃、設備の保守点検・運転管理、設計など多岐にわたり、平成18年度決算額では、総額で35億6,400万円となっています。その中でも、指定管理者制度は、利用者である地域や専門的な知識を持つ事業者が施設を管理することにより、サービスの向上が図られています。

また、市民活動団体に対しても委託を行う事例が見られるようになりました。

区分	実績
指定管理者導入施設	○各校区市民館（20校区） ○都市公園（滝頭、白谷、緑が浜緑地、緑が浜2号、臨海緑地） ○漁港施設（姫島、宇津江、赤羽根水産物荷さばき施設） ○港湾施設（泉、浦南河岸） ○観光施設（ロングビーチ観光便益施設、蔵王山展望台、めっくん） ○駐車場（セントファール地下駐車場） ■計38施設
NPOへの委託	○市民活動支援センター運営 ○ロビーコンサート運営 ○市民コンサート運営 ○文化祭開催 ○スポーツ教室開催 ○スポーツフェスティバル開催

また、市から各種情報をお知らせするために発行している印刷物を、総代文書として配布依頼をしています。

区分	配布物	H18 実績	H19 実績
全戸配布	○広報たはら ○議会だより・消防かわら版 ○福祉だより ○チラシ等	12回 4回 6回 31種類	12回 4回 6回 21種類
回覧	○チラシ等	61種類	72種類

3. 市民公益活動支援の状況（第11条～第13条）

（1）活動環境の整備（第11条）

市民公益活動が盛んに行われるためには、活動する場所が確保できること、その利用がしやすいこと等が必要です。

市では、各種施設の整備、利用ルールの運用などにより、市民公益活動に対して支援を行っています。

区分	例示
公 共 施 設 の 整 備	○文化会館、○図書館、○総合体育館、○運動公園 ○福祉センター、○校区市民館
施 設 整 備 へ の 補 助	○地区集会所建設への補助
施 設 利 用	○施設利用料 … 市の共催（免除）、市の後援（1/2減額） ○施設利用予約 … 利用予約の早期受付
保 険	○市民公益活動の際の事故等に対して補償を行うため、保険料を市が負担

（2）情報の提供（第12条）

市民公益活動を行うためには、活動を行うために必要な情報を入手することが必要です。また、活動を広く市民に知ってもらうためには、団体の活動状況や実施するイベントに関する情報を発信することが必要となります。

市が現在行っている支援は次のようなものがあります。

区分	例示
活動に関する情報の提供	○広報たはら、市ホームページへの掲載 ○公共施設へのチラシ等の掲示 ○専用ポータルサイト運営（どすごいネット）
活動に必要な情報の提供	○参考となる先進事例の紹介（市民活動支援センター） ○活動の支援情報（補助制度等）の紹介

また、市から各種情報をお知らせするために発行している印刷物を総代文書として配布依頼を行っていますが、今後は、市民公益活動の促進のために、活動情報に関するチラシ等の取扱いについても、この制度を活用することも考えられます。

現在の配布状況は次のとおりです。※再掲

区分	配布物	H18 実績	H19 実績
全 戸 配 布	○広報たはら	12 回	12 回
	○議会だより・消防かわら版	4 回	4 回
	○福祉だより	6 回	6 回
	○チラシ等	31 種類	21 種類
回 覧	○チラシ等	61 種類	72 種類

(3) その他の支援（第13条）

市では、市民公益活動に対して、職員派遣、人材育成等の人的支援を行っています。
また、補助金等により財政的な支援も実施しています。現在の状況は次のとおりです。

区分	例示
職 員 派 遣	○校区まちづくりアドバイザー制度
人 材 育 成	○講座、講演の開催等
活 動 へ の ア ド バ イ ス	○市民活動支援センターの運営
補 助 金 の 支 出	○社会教育団体連絡協議会 ○文化協会・体育協会 ○社会福祉協議会 ○その他各分野の事業において実施

市では、現在の支援の取組みに至るまでの間、各種の支援方法を試行してきました。
市のNPO活動支援の経緯は次のとおりです。

年度	内容
平成13年度	○たはらNPO活動企画コンペ助成金（～H15） 1団体10万円助成
平成14年度	○たはらNPO活動企画コンペ助成金 （該当実績なし）
平成15年度	○たはらNPO活動企画コンペ助成金 （該当実績なし）
平成16年度	○NPO設立支援業務 アンケート、ヒアリング、講座開催 ○旧渥美町NPO活動支援補助金 3団体 17万円助成
平成17年度	○NPO団体運営支援事業 月1回の相談会、サポーター派遣（3団体） ○旧渥美町NPO活動支援補助金 3団体 15万円助成
平成18年度	○NPO団体運営支援事業 月1回の相談会、サポーター派遣（1団体）、 NPOアドバイザー養成講座
平成19年度	○市民活動支援センター開設 ○しみんのひろば開催

市民公益活動における協働状況

1 NPO交流会「しみんのひろば」(1回/年)

NPO同士の連携強化を図るとともに、その活動を広く市民に周知することを目的に、NPO・ボランティア団体の活動報告および交流会として開催している。

■平成19年度：26団体参加

2 東三河市民活動推進協議会

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市が構成員となり、東三河地域の市民活動団体の活動を支援するため設立された。

(主な活動内容)

○どすごいネット

東三河の登録市民活動団体が自由に団体紹介、イベント情報、ボランティア募集などを掲載するサイトを運営する。

○どすごいミーティング(1回/年)

どすごいねっと登録市民活動団体同士の情報の収集・発信及び交流の場としてのイベントを開催する。

■平成19年度：21団体参加

3 田原市民活動支援センター(NPOたはら広場に委託)

市民活動の経営に必要な技能を提供するための広報や会計、労務管理、事業開発、資金等の相談業務を行うほか、市民活動団体同士の情報交換の役割を担う拠点となっている。

(主な活動内容)

○相談業務(週3回(金、土、日)の14時から19時まで)

○市民活動講座(3回/年)

○市民活動だより発行(4回)など

4 田原市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

愛知県社会協議会の要請に基づき、昭和53年に設置された。地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動(福祉に限らない)に対する助成と必要な連絡調整を行なっている。

(主な活動内容)

○福祉のつどい(1回/年)

○ボランティアセンターへの登録業務

○ニーズ受付とボランティア派遣

○HP、広報誌、チラシの掲示

○講座開催(要約筆記、点字、手話など)

○ボランティア保険の受付

○機材の貸し出しや事業補助など

6 ボランティア連絡協議会

ボランティアセンターに登録されている個人、団体の協議会である。社会福祉協議会との関連が深く、団体間の連絡や社協の事業に協力している。事務局は、社会福祉協議会が行なっている。

7 あつまNPOネットワーク

旧渥美町の時代に結成された市民活動団体のネットワークで、市民や団体がお互いに助け合い、その活動をより活発に行うことができることを目的としている。事務局は参加市民活動団体が行なっている。

（主な活動内容）

- あつまNPOの集い（1回／年）平成19年度17団体参加
- ANNたより、ANNニュースレター
- 各種講座、研修会、交流会など

以上